

「こども性暴力防止法（日本版 DBS）」への対応について

2024年6月に「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が成立し、2026年12月25日に施行される予定です。

本学において実施する実習（教育実習、保育実習、施設実習等）については、実習先機関の方針や法令に基づき、学生に対して特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

そのため、実習先機関の判断により、実習の受け入れが認められない場合があります。この場合、当該資格の取得に必要な実習が履修できず、資格取得ができない可能性があります。

本学では、今後の法令の施行および関係機関の方針に基づき、適切に対応してまいります。

対応の詳細については、決まり次第、学生の皆さんにご案内します。